

学校感染症等に係る登校-登園に関する意見書

氏名

(男・女)

生年月日

年

月

日生まれ

□下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、月日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 () [治癒]

第2種感染症

 インフルエンザ(A型・B型) 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで 新型コロナウイルス感染症 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで 麻疹[解熱後3日経過] 風しん[発疹消失] 水痘[すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱[主要症状消褪後2日経過] 流行性耳下腺炎[耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過しかつ全身状態が良好] 百日咳[特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了] 結核[感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎[感染のおそれなし]

第3種感染症

 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし]

 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス バラチフス

◆第3種その他の感染症[①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

 ①A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症) ②アデノウイルス感染症 ③感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの) ④急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎-単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹()

□いまだ病名の確定には至っていませんが下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱 唾液腺の腫大

[その他の意見:

]

年

月

日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):